

三浦市地域公共交通計画策定支援業務委託

仕様書

三浦市政策部政策課

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、三浦市（以下「発注者」という。）が受注者に業務委託する「三浦市地域公共交通計画策定支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、地域の現状や三浦市民の移動ニーズについて調査・分析結果と三浦市の公共交通を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、本市における公共交通の目指すべき方向性を示すため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）」に基づく、「地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）」を策定するにあたり、その支援を行うことを目的とする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 交通政策基本法（昭和45年法律第100号）
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (4) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) その他関係法令等

(事業者の資格要件)

第4条 受注者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行う為、関係法令、規則等を正しく遵守し、以下に示す資格を取得していること。

- (1) ISO 9001（品質マネジメントシステム）
- (2) ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

(管理技術者等)

第5条 管理技術者は、作業内容に精通し、同種業務（地域公共交通計画に関する行政計画）の十分な経験があり、技術士（建設部門：都市及び地方計画又は、総合技術監理部門：都市及び地方計画）、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（専門技術部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

2 発注者は、管理技術者、技術者及び直接業務に従事する者が、業務遂行上、不相当と認められる時は、受注者に対してその変更を求めることができる。

(照査技術者の配置)

第6条 照査技術者は、技術士（建設部門/都市及び地方計画）の資格を保有する者とする。

(業務実施計画等の提出及び承認)

第7条 受注者は、本業務の契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、次に掲げる書類を発注者に提出し、その承認を受ける。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者、照査技術者届
- (4) 管理技術者、照査技術者の経歴書
- (5) 管理技術者、照査技術者の雇用を証明する書類
- (6) 事業者の保有資格を証明する書類の写し
- (7) 事業者の同種業務実績を証明する書類の写し
- (8) 管理技術者、照査技術者の保有資格を証明する書類の写し
- (9) 管理技術者の同種業務に携わった経歴
- (10) 業務実施計画書

(工程管理)

第8条 受注者は、業務実施計画書に基づき、適切な工程管理を行うとともに、適宜発注者に作業進捗状況を報告する。

2 受注者は、発注者との業務上の打合せ事項について打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するとともに、その内容について確認を受ける。

(契約不適合責任)

第9条 納入後の成果品に受注者の過失または粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の必要と認める修正、補正及びその他必要な作業を、発注者の指示により受注者の負担で行う。

(成果品の帰属)

第10条 本業務において作成された成果品の帰属及び管理はすべて発注者とする。また、受注者が発注者の承諾を受けず成果品を公表、貸与、使用することについて、一切これを認めない。

(貸与資料)

第11条 本業務の実施にあたり、発注者は必要となる資料を貸与するが、受注者はその所在及びその管理状況を明らかにし、紛失、破損、汚損等のなきよう十分な管理を行わなければならない。

万一、事故のあった場合には、受注者の責任において現状に復さなければならない。また、作業終了後は速やかに発注者に返却しなければならない。

(データの取扱い)

第12条 受注者は、業務の遂行上、取得及び作成したデータの取扱いについては、自らの情報管理のもと適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、本業務で知り得た情報を、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。

(事故又は損害)

第14条 本業務で生じた諸事故又は第三者に与えた損害については、すべて受注者の責任において処理解決するものとし、その経過は速やかに発注者へ報告する。

(履行期限)

第15条 本業務の履行期限は、契約締結の日から令和9年3月19日とする。

(成果品納入場所)

第16条 本業務における成果品の納入場所は以下のとおりとする。

神奈川県三浦市城山町1番1号
三浦市政策部政策課

(成果品)

第17条 本業務の成果品は以下のとおりとし、すべて電子データ（仕様等については、協議の上、発注者より別途指示する。）で提出することとする。なお、提出にあたっては、電子記録媒体（CD-R等）に格納し、正副各1枚を提出すること。

- (1) 業務報告書
- (2) その他、本業務に関連し作成した資料

(疑義の協議)

第18条 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議し、別途定める。

第2章 業務内容

(業務内容)

第19条 本業務の業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備

本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業実施計画を立案するものとする。なお、作業実施計画の作成にあたっては、履行期間内に実施する計画に必要な調査・検討、協議会での審議等のプロセスを明記するものとする。

- (2) 上位・関連計画における施策等の把握・整理及び目指すべき方向性の明確化

上位・関連計画の内容を確認・把握・整理し、三浦市における公共交通の目指すべき方向性の明確化を行う。

(3) 地域公共交通に関する現況把握、地域特性の整理

ア 統計データ等による現況把握、地域特性の整理

(ア) 地域概況の整理

地勢・地理、人口動態、施設配置等について、既存資料等を用いて、把握・整理を行う。

(イ) 地域交通の現況の整理

三浦市及び近隣自治体における公共交通（鉄道、路線バス、タクシー等）の整備状況並びに三浦市内の公共交通の利用実態に関して、既存資料等を用いて、把握・整理を行う。

(ウ) 移動実態の現況把握・整理

三浦市内及び三浦市外の移動先、移動目的、交通手段等の移動実態について、既存資料等を用いて、把握・整理を行う。

イ ニーズ調査による現況把握、地域特性の整理

(ア) ヒアリング調査

市民等の地域公共交通の利用実態並びに地域公共交通に関する意向等を把握するため、関連の深い主体等へのヒアリング調査を行う。

(イ) アンケート調査

市民等の地域公共交通の利用実態並びに地域公共交通に関する意向等を把握するため、市民アンケート調査を行う。なお、調査において統計上、信頼が得られるサンプル数を確保するため、無作為抽出の2,000人を対象とする。

また、回収率向上のため、WEBによる回答も可能なようにする。

- a 調査票の設問作成
- b 調査票の作成・印刷
- c 発送用及び返信用封筒の作成
- d 調査票の封入・発送
- e 調査票の集計・分析
- f 報告書の作成

(4) 打合せ協議（3回程度）

必要に応じて発注者と受注者による打合せ協議を行う。